2　歯科矯正診断料は、歯科矯正を開始したとき、動的処置を開始したとき、マルチブラケット法を開始したとき、保定を開始したとき及び顎切除等の手術を実施するとき、それぞれ１回に限り算定する。
3　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｎ００１　顎口腔機能診断料　2,300点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、顎変形症に係る顎口腔機能診断を行い、治療計画書を顎離断等の手術を担当する保険医療機関と連携して作成し、患者に対し文書により提供した場合に算定する。
2　顎口腔機能診断料は、歯科矯正を開始したとき、動的処置を開始したとき、マルチブラケット法を開始したとき、顎離断等の手術を開始したとき及び保定を開始したとき、それぞれ１回に限り算定する。
3　区分番号Ｎ０００に掲げる歯科矯正診断の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｎ００２　歯科矯正管理料　240点
注１　区分番号Ｎ０００に掲げる歯科矯正診断料の注１又は区分番号Ｎ００１に掲げる顎口腔機能診断料の注１に規定する治療計画書に基づき、計画的な歯科矯正管理を継続して行った場合であって、当該保険医療機関において動的治療が開始された患者に対し、療養上必要な指導を行うとともに経過模型による歯の移動等の管理を行った上で、具体的な指導管理の内容について文書により提供したときに、区分番号Ａ０００に掲げる初診料を算定した日の属する月の翌月以降月１回に限り算定する。
2　区分番号Ｂ０００－４に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号Ｃ００１－３に掲げる歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者に対して行った歯科矯正管理の費用は、別に算定できない。
3　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｎ００３　歯科矯正セファログラム（一連につき）　300点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｎ００４　模型調製（１組につき）
1　平行模型　500点
2　予測模型　300点
注１　１については、歯科矯正を開始したとき、動的処置を開始したとき、マルチブラケット法を開始したとき、顎離断等の手術を開始したとき及び保定を開始したときに、それぞれ１回に限り算定する。
2　１について、顎態模型を調製した場合は、200点を加算する。
3　２について、予測歯１歯につき60点を加算する。
4　印象採得料、咬合採得料及び保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｎ００５　動的処置（１口腔１回につき）
1　動的処置の開始の日又はマルチブラケット法の開始の日から起算して２年以内に行った場合
イ　同一月内の第１回目　250点
ロ　同一月内の第２回目以降　100点
2　動的処置の開始の日又はマルチブラケット法の開始の日から起算して２年を超えた後に行った場合
イ　同一月内の第１回目　200点
ロ　同一月内の第２回目以降　100点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｎ００６　印象採得（１装置につき）
1　マルチブラケット装置　40点
2　その他の装置
イ　印象採得が簡単なもの　143点
ロ　印象採得が困難なもの　265点
ハ　印象採得が著しく困難なもの　400点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｎ００７　咬合採得（１装置につき）
1　簡単なもの　70点
2　困難なもの　140点
3　構成咬合　400点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｎ００８　装着
1　装置（１装置につき）
イ　可撤式装置　300点
ロ　固定式装置　400点
2　帯環（１個につき）　80点
3　ダイレクトボンドブラケット（１個につき）　100点
注１　１のイについては、矯正装置に必要なフォースシステムを行い、力系に関するチャートを作成し、患者に対してその内容について説明した場合は、400点を加算する。
2　１のロについては、固定式装置の帯環及びダイレクトボンドブラケットの装着料を除く。
3　１のロについては、矯正装置に必要なフォースシステムを行い、力系に関するチャートを作成し、患者に対してその内容について説明した場合は、400点を加算する。
4　３については、エナメルエッチング及びブラケットボンドに係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｎ００９　撤去（１個につき）
1　帯環　30点
2　ダイレクトボンドブラケット　60点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｎ０１０　セパレイティング（１箇所につき）　40点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｎ０１１　結紮（１顎１回につき）　50点
注　結紮線の除去の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。

（矯正装置）

Ｎ０１２　床装置（１装置につき）
1　簡単なもの　1,500点
2　複雑なもの　2,000点

Ｎ０１３　リトラクター（１装置につき）　2,000点
注　スライディングプレートを製作した場合は、所定点数に1,500点（保険医療材料料等を含む。）を加算する。